

○公的研究費の不正な使用の防止等に関する規程

(平成19年9月28日規程第65号)

改正

平成20年3月21日規程第23号	平成20年9月26日規程第54号	平成21年3月26日規程第14号
平成21年5月28日規程第22号	平成21年9月17日規程第46号	平成21年12月25日規程第64号
平成22年3月25日規程第22号	平成22年6月23日規程第39号	平成23年3月10日規程第11号
平成24年5月24日規程第44号	平成25年3月28日規程第25号	平成26年10月23日規程第73号
平成26年11月14日規程第77号	平成27年2月26日規程第22号	平成26年12月25日規程第93号
平成27年3月12日規程第37号	平成28年3月31日規程第49号	平成30年3月30日規程第35号
平成30年6月29日規程第61号	令和2年3月25日規程第254号	令和2年3月25日規程第254号
令和3年3月31日規程第420号	令和5年3月23日規程第28号	令和5年10月31日規程第108号
令和6年3月31日規程第129号	令和7年3月19日規程第75号	令和7年6月26日規程第196号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）における公的研究費（研究所において管理する全ての資金をいう。以下同じ。）の不正な使用（以下「不正使用」という。）の防止等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程における「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による、公的研究費の他の用途への使用又は法令、研究所の規程等並びに外部資金の配分機関の定めに違反した使用をいう。

3 この規程における「外部資金」とは、国内外の政府機関及び学術奨励団体等からの研究補助金、研究助成金等並びに公的な受託研究資金をいう。

(行動規範)

第2条 公的研究費を執行する全ての役職員等は、公的研究費の執行に関する不正使用が研究所への信頼を揺るがすものであることを認識し、次の各号に掲げる事項に留意し適切な研究の遂行に努めなければならない。

(1) 公的研究費の執行にあたっては、関係する法令及び研究所の諸規程等に基づき適正に行われること。

(2) 公的研究費が国の税金で賄われていることを強く認識し、研究者個人に交付された補助金であっても公的研究費の使用ルールを遵守し、適正に執行すること。特に、謝金、旅費、物品費に係る研究費については、厳正に執行すること。

(最高管理責任者)

第3条 理事長は、公的研究費の不正使用の防止等について最終責任を負う者として、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 研究所における公的研究費の不正使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築すること。

(2) 公的研究費を使用又は管理する者に対し、公的研究費の適正な管理に関する意識向上を図ること。

(統括管理責任者)

第4条 法務統括本部長は、理事長を補佐し、公的研究費の不正使用の防止について研究所全体を統括する責任と権限を有する。

(研究費適正使用推進責任者等)

第5条 次の各号に掲げる者は、研究費適正使用推進責任者（以下「推進責任者」という。）として、研究所の各組織における公的研究費の不正使用の防止に関し当該各号に定める事項について責任と権限を有する。

(1) 人事労務部長 旅費、給与・謝金に関すること。

(2) 経理部長 経理（予算執行を含む。）に関すること。

(3) 調達部長 調達契約に関すること。

2 推進責任者は、法務統括本部長の指示の下、公的研究費の不正使用の防止に関する次の業務を行う。

(1) それぞれの所掌業務に係る必要な対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、法務統括本部長に報告する。

(2) 公的研究費を使用又は管理する者に対し、公的研究費の適正な使用・管理及び不正使用の防止に必要な事項についての教育を実施するとともに、受講状況を管理監督する。

(3) 公的研究費の適切な運営・管理が行われているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 推進責任者は、前項各号の業務を補佐させるため、研究費適正使用推進副責任者を指名することができる

(不正防止推進部署)

第6条 研究コンプライアンス部は、研究所全体の観点から、不正使用に関する実態を把握・検証するとともに、関係者と協力して、不正使用の防止を推進する。

(不正防止計画及びモニタリング)

第7条 法務統括本部長は、公的研究費の執行に関する不正使用の防止を推進するための不正防止計画を策定するとともに、必要に応じ、その見直しを行う。

2 人事労務部長、経理部長及び調達部長は、研究コンプライアンス部と協力しつつ不正防止計画の対応状況のモニタリングを行い、その結果を法務統括本部長に報告する。

(誓約書)

第8条 研究所は、公的研究費を使用又は管理する者に対し、規程等の遵守をはじめ不正使用を行わないこと、規程等に違反して不正使用を行った場合は研究所や配分機関の処分及び法的責任を負うことを盛り込んだ誓約書の提出を求める。

(相談窓口)

第9条 研究所における公的研究費の使用に関する制度、ルール及び事務処理手続き等について、研究所内外から相談を受け付ける窓口として、相談窓口を置く。

2 相談窓口は、外部資金に関しては外部資金部とし、その他は経理課とする。

(告発窓口)

第10条 不正使用の疑いの指摘、本人からの申出（以下「告発」という。）を受け付ける窓口として、告発窓口を置く。

2 告発窓口は、研究コンプライアンス部とする。

3 研究所は、前項のほか、必要に応じて、研究所外に告発窓口を置くことができる。

(告発の方法、取扱い)

第11条 告発は、電話、電子メール、書面又は面会とする。

2 前項の告発は、原則として、顕名により行われ、不正使用を行ったとする者又はグループ、不正使用の態様等、事案の内容等が明示され、かつ不正とする理由が示されているものを受け付けるものとする。

3 匿名による告発があった場合は、その内容に応じ、顕名の告発に準じた取扱いをすることができるものとする。

4 報道又は他の外部機関からの指摘があった場合は、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

5 法務統括本部長は、不正使用に関する告発を受け付けたときは、速やかに、理事長に報告しなければならない。

6 顕名による告発の場合、原則として、受け付けた告発に基づき実施する措置の内容を、告発者に通知する。

(調査)

第12条 理事長は、前条第5項の報告を受けたときは、告発の受付から30日以内に、告発の内容の合理性を確認し調査の要否を判断する。

2 前項の調査の要否を判断するにあたっては、統括管理責任者は、不正使用の疑義が生じている事項における推進責任者に命じ、告発の内容の合理性を確認する。

3 理事長が、調査の実施が必要と判断した場合は、研究コンプライアンス部が、次の各号について調査し認定を行うものとする。ただし、理事長が必要と認める場合は、研究所に属さず、かつ、研究所と直接の利害関係を有さない第三者を含む調査委員会を設置し、調査委員会において調査し認定を行うものとする。

(1) 不正使用の有無

(2) 不正使用の内容

(3) 関与した者及びその関与の程度

(4) 不正使用の相当額等

4 前項の規定にかかわらず、公的研究費が外部資金に該当する場合は必ず調査委員会を設置するものとする。

5 調査委員会の委員は、告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者のうちから、理事長が指名又は委嘱する。

6 調査委員会に委員長を置き、理事長の指名する者をもって充てる。

7 調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

8 調査委員会の事務は、研究コンプライアンス部が行う。

9 研究所は、調査の実施期間中、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、全て若しくは一部の研究費の使用停止を命ずることとする。

10 不正防止推進部署又は調査委員会は、第3項の調査及び認定の結果を速やかに研究所へ報告する。ただし、不正使用の事実が一部でも確認された場合は速やかに認定し、報告すること。

11 研究所は、告発に係る公的研究費が外部資金に該当する場合は、配分機関に対し、次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 調査の実施の要否の報告
- (2) 調査方針、調査対象及び調査方法等についての報告及び協議
- (3) 告発の受付から210日以内に、調査結果、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の外部資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書の提出。ただし、期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告書の提出
- (4) 調査の過程において、不正使用の事実が一部でも確認された場合、速やかに認定し、報告すること。
- (5) 調査の終了前に配分機関から求めがあった場合は、調査の進捗状況報告書及び調査の中間報告書を提出すること。
- (6) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出、閲覧又は現地調査に応じること。

(調査結果の公表)

第13条 研究所は、調査の結果、不正使用が認定されたときは、特段の事情がない限り、次の事項を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、不正使用に関与した者の氏名及び所属等を非公表とすることができる。

- (1) 不正使用に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正使用の内容
- (3) 研究所が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会を設置した場合には、調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要な事項

2 研究所は、調査の結果、不正使用の認定がされなかったときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしている場合又は被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合は、調査結果を公表することができる。

この場合において、公表する内容は、不正使用は行われなかったことその他、必要な事項とする。

3 研究所は、調査の結果、当該告発が告発者の悪意に基づくものと報告があったときは、前項の他、告発者の氏名及び所属を公表する。

(不正使用に対する措置)

第14条 研究所は、不正使用があったと認められる場合においては、不正使用を行った者(不正使用を行った者の所属長等に管理責任があると認められるときは当該者を含む)に対して、その違反の程度に応じ、必要な措置を厳正に行うものとする。

2 研究所は、役職員以外の者に不正使用があったと認められる場合においては、必要に応じ、損害賠償請求又は告訴するものとする。

(調査への協力)

第15条 法務統括本部長は、調査において、必要に応じ、役職員等に対して協力を依頼することができる。この場合において、役職員等は当該調査に協力しなければならない。

(告発者、被告発者等への配慮)

第16条 研究所は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 研究所は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

3 研究所は、調査協力者等が不利益を受けることがないように十分配慮するものとする。

(情報漏えいの防止)

第17条 研究所は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏えいしないよう十分配慮する。

2 調査の実施等事案の処理に当たっては、調査対象の研究活動に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上の秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(情報発信)

第18条 研究所は、研究所における公的研究費の不正使用の防止等に関する取組等について、ホームページ等で研究所内外に公表する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の不正使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日規程第23号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月26日規程第54号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日規程第14号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月28日規程第22号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月17日規程第46号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日規程第64号）
この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規程第22号）
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日規程第39号）
この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日規程第11号）
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月24日規程第44号）
この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規程第25号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月23日規程第73号）
この規程は、平成26年10月24日から施行する。

附 則（平成26年11月14日規程第77号）
この規程は、平成26年11月21日から施行する。

附 則（平成27年2月26日規程第22号）
この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規程第93号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月12日規程第37号）
この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第49号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第35号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月29日規程第61号）
この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規程第254号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規程第254号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第420号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日規程第28号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月31日規程第108号）
この規程は、令和5年11月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日規程第129号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月19日規程第75号）
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月26日規程第196号）
この規程は、令和7年7月1日から施行する。